

平成二十六年内閣府令第三十三号

経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令

沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第五十七条の二並びに沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二号)第二十六条及び第二十七条の規定に基づき、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令を次のように定める。

(経済金融活性化措置実施計画の添付書類)

第一条 沖縄振興特別措置法(以下「法」という。)第五十五条の四第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

第一登記事項証明書(申請者が個人である場合は、その氏名及び住所を証する書類)

二 認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書(認定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における貸借対照表)

(認定経済金融活性化措置実施計画の概要の公表)

第二条 法第五十五条の四第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による同条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の認定に係る経済金融活性化措置実施計画(同条第一項に規定する経済金融活性化措置実施計画をいう。以下この条において同じ。)の概要の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該認定の日付

二 経済金融活性化措置実施計画(法第五十五条の四第六項に規定する認定経済金融活性化措置実施計画をいう。次条において同じ。)の概要(法第五十五条の四第六項の変更の認定をしたときは、当該変更の概要)(報告書の提出時期及び手続)

第三条 法第五十五条の五の規定による報告は、認定経済金融活性化措置実施計画に記載された経済金融活性化措置(法第五十五条の四第一項に規定する経済金融活性化措置をいう。以下この項及び次項において同じ。)の実施期間中の

各事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を提出して行うものとする。

一 前事業年度の認定経済金融活性化措置実施計画に記載された経済金融活性化措置の実施状況

二 前事業年度の収支決算

三 前事業年度の認定経済金融活性化措置実施計画に記載された経済金融活性化措置の用に供する機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備の取得等に関する実績

四 沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関する書類は、次に掲げるものとする。

一 登記事項証明書(申請者が個人である場合は、その氏名及び住所を証する書類)

二 認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書(認定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における貸借対照表)

(認定経済金融活性化措置実施計画の概要の公表)

二 前号に規定する金融業に付随する業務であつて次に掲げるもの

イ 金融商品及び金融サービスに関し、計算を行う業務又は電子計算機に関する事務を用いる業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。)

ロ 金融商品及び金融サービスに関する文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配達を行う業務

三 前号に規定する金融業に付随する業務であつて次に掲げるもの

イ 金融商品及び金融サービスに関し、計算を行う業務又は電子計算機に関する事務を用いる業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。)

ロ 金融商品及び金融サービスに関する文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配達を行う業務

四 沖縄振興特別措置法施行令(以下「令」という。)第二十六条第二項第三号に規定する内閣府令で定める法令は、次の各号に掲げる業務を行なう法人にあっては、金融関係法令とする。

一 次に掲げる金融業に係る業務

イ 銀行業、無尽業又は株式会社商工組合中央金庫若しくは株式会社日本政策投資銀行の行う事業

ロ 農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫又は労働金庫連合会の行う事業

ハ 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

ニ 貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、住宅専門金融業又は証券金融業

ホ 金融商品取引業又は確定拠出年金運営管理業

ヘ 信託業又は信託契約代理業

ト 短資業又は金融商品取引所の行う事業

チ 生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業

二 前号に規定する金融業に付随する業務であつて次に掲げるもの

イ 金融商品及び金融サービスに関し、計算を行う業務又は電子計算機に関する事務を用いる業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。)

ロ 金融商品及び金融サービスに関する文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配達を行う業務

三 前号に規定する金融業に付隨する業務であつて次に掲げるもの

イ 金融商品及び金融サービスに関する文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配達を行う業務

四 沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関する書類は、次に掲げるものとする。

一 登記事項証明書(申請者が個人である場合は、その氏名及び住所を証する書類)

二 認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書(認定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における貸借対照表)

(認定経済金融活性化措置実施計画の概要の公表)

二 前号に規定する金融業に付隨する業務であつて次に掲げるもの

イ 金融商品及び金融サービスに関する文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配達を行う業務

三 前号に規定する金融業に付隨する業務であつて次に掲げるもの

イ 金融商品及び金融サービスに関する文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配達を行う業務

四 沖縄振興特別措置法施行令(以下「令」という。)第二十六条第二項第三号に規定する内閣府令で定める法令は、次の各号に掲げる業務を行なう法人にあっては、金融関係法令とする。

一 次に掲げる金融業に係る業務

イ 銀行業、無尽業又は株式会社商工組合中央金庫若しくは株式会社日本政策投資銀行の行う事業

ロ 農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫又は労働金庫連合会の行う事業

ハ 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

ニ 貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、住宅専門金融業又は証券金融業

ホ 金融商品取引業又は確定拠出年金運営管理業

ヘ 信託業又は信託契約代理業

ト 短資業又は金融商品取引所の行う事業

チ 生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業

(令第二十六条第二項第六号の内閣府令で定める要件)

第六条 令第二十六条第二項第六号に規定する内閣府令で定める要件は、当該法人の事業所であつて経済金融活性化特別地区の区域内にあるものにおいて常時使用する従業員のうち五人以上の者が、次に掲げる市町村の区域内に住所を有する者であることとする。

一 経済金融活性化特別地区の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村

二 前号の市町村に隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村

(令第二十六条第二項第八号の内閣府令で定める事業)

一 経済金融活性化特別地区の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村

二 前号の市町村に隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村

(令第二十六条第二項第八号の内閣府令で定める事業)

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)

二 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある必要性が乏しい事業は、次に掲げる事業とする。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)

二 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある必要性が乏しい事業は、次に掲げる事業とする。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)

二 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業

一 法人の名称、代表者の氏名並びに本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地

二 法人の設立時期、経済金融活性化特別地区の区域内において営む特定経済金融活性化事業の種類及び事業計画、他に事業を行つてゐるときにはその事業の種類その他必要な事項

三 経済金融活性化特別地区の区域内において営む特定経済金融活性化事業に係る施設の内容

四 第五条各号に掲げる場合にあつては、それぞれ、その合併を行つた法人のうち経済金融活性化特別地区の区域内において営む特定経済金融活性化事業(同項に規定する特定経済金融活性化事業をいう。以下同じ。)を営んでいた場合当該地区の区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行つていた期間

二 法第五十六条第一項に規定する法人が経済金融活性化特別地区の区域内において特定経済金融活性化事業を営んでいた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質同一と認められる者が当該地区的区域内において当該事業を行つていた期間

三 第九条 令第二十七条第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるものとする。

(申請書の添付書類)



- た場合は、遅延なく、その旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

沖縄県知事は、法第五十七条の二第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものにして書面で通知するものとする。

沖縄県知事は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があつた場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

沖縄県知事は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

沖縄県知事は、必要があると認めるときは、指定会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

**(指定会社に係る株式の払込みの確認等)**

**第十六条** 指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、特定株式投資契約の締結の状況及び見込み（払込みを受ける予定日を含む。）について、別記様式第八の報告書を沖縄県知事に提出するものとする。

指定会社により発行される株式を金銭による払込みにより取得を行おうとする個人が民法組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約）によつて成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）を通じて取得した場合にあつては、当該指定会社は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該民法組合等の組合契約書の写し

二　当該民法組合等が取得した当該株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第一百四十九条第一項に規定する募集株式に限りない。）の受け取の申込み又はその总数の引受けを行う契約を証する書面

三　別記様式第九による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立するものである旨を誓約する書面

3 沖縄県知事は、第一項の報告書に関し、同項の払込みを受ける予定日において当該会社がその設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、指定に係る特定経済金融活性化事業が適切に実施される見込みであると認めるときは、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、指定会社に対し、別記様式第十による当該特定経済金融活性化事業が適切に実施される見込みであると認定したことの証する書面を交付するものとする。

4 沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、指定会社に対して、別記様式第十一によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5 指定会社は、第三項の書面の交付を受けたときは、特定株式投資契約を締結した個人に対するし、当該書面の交付を受けた旨を証する書面（次項において「認定書交付証明書」という。）を交付するものとする。

6 認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした指定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該指定会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回固定した場合にあっては、個人及び払込みがあつた日ごとに）、別記様式第十二による申請書一通を沖縄県知事に提出するものとする。

7 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 前条第三項の規定により交付を受けた指定書の写し

二 当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があつたことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

三 当該個人が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第二百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

四 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八一条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

五 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、特定株式投資契約を締結した契約書の写し

六 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

8 沖縄県知事は、第六項の規定による提出を受けたときは、同項の払込みがあった日において当該会社の設立の日以後十年を経過していないことその他の内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の指定会社に対して、同項の個人及び払込みがあつた日ごとに別記様式第十四によりその旨及び書を交付するものとする。

9 沖縄県知事は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第十三による確認書を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(金融業に付随する業務及び金融業務に係る事業認定の申請等に関する内閣府令の廃止)

2 金融業に付随する業務及び金融業務に係る事業認定の申請等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第二十二号)は、廃止する。

附 則 (平成二六年七月七日内閣府令第一号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二七日内閣府令第一五号)

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日内閣府令第三一号)

この命令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七号。以下「改正法」という。)附則第七条第三項の規定によりなお從前の例によるものとされた沖縄振興特別措置法(以下「法」という。)第五十七条の二第一項の指定の効力を有する株式会社(改正法附則第七条)第二項の規定によりなお從前の例によるものとされた改正法第一条の規定による改正前の法第五十六条第一項の認定の効力を有する法人に限る。)に対するこの命令による改正後の経済金融活性化特別地区の区域内における経済金融活性化措置実施計画及び事業の認定申請及び実施

状況の報告等に関する内閣府令（以下「新命令」という）。第十五条第一項の規定の適用について、改正法の施行の日から起算して六ヶ月を経過した日（その日までに、改正法第一条の規定による改正後の法第五十五条の二第四項の規定による経済金融活性化計画の認定があつた場合には、その認定があつた日）において新命令第十五条第一項に規定する申請書及び同項各号に掲げる書類の提出があつたものとみなす。ただし、沖縄県知事がこれらの書類の全部又は一部の提出が必要と認めるときは、この限りでない。

別記様式第1（第14条関係）

別記様式第1(第14条開設)  
特定金融活性化事業に関する実施状況報告書

年月日

- 会社の名称及び代表者の氏名  
沖縄振興特別措置法第37条の2第1項に規定する指定( 年 月 日付け)を受け  
特定経済金融活性化事業の実地状況について、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり  
告します。

- 特定期貨金融活性化事業の内容
- 特定期貨金融活性化事業の実施場所
- 設立年月日 年 月 日

4. 前事業年度における定額経営費(定性化事業費)の実績状況  
 5. 前事業年度における現金収支(会員全体会員預り金算出書等)  
 6. 定額化投資規約による資本の調達に関する米綱  
 (1) ○○年度(前事業年度)資金合計 ○○百万円  
 (内訳)

資金調達先	資金額	備考
○○年度(前事業年度)資金合計	○○百万円	

資金調達先 資金額

真流網址元	真流網

別記様式第2（第14条関係）

別記様式第2(第14条開催)  
株式会社近畿地方電力の実施行様式開示書

特定経済金融活性化事業の実施に係る認定書

- 会社の名称及び代表者の氏名 殿  
沖縄県知事  
○○ ○○  
年 月 日付けの特定経済金融活性化事業に関する実施状況報告書を踏まえ、経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令第14条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり既に実施されて

る旨、これを認定します。

(指標) 用紙の大きさは、日本通常規格A列4種とすること。

(脚引) 用紙の大きさは、日本規格紙A4を基準とした。

別記様式第3（第14条関係）

別記様式第3(第14条同様)  
株式会社の運営状況に関する情報(経営陣から)を、以下の通り収集

特定経済事象の性質に係る認定をしない旨の通達書 年 月 日

- 沖縄県知事  
○○ ○○  
年 月 日付けの沖縄振興特別措置法第57条の2第2項の規定による署名については、下記の理由により認定をしませんで、経済金融活性化対策実施計画及び特区制度活性化事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令第14条第3項の規定に

づき通知します。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4判4番とすること。

別記様式第4（第15条関係）

別記様式第4(第15条開催)  
新文部省

指定申請者

- 沖縄振興特別措置法第37条の2第1項に規定する指定を受けたいので、経済金融活性化  
懇親会計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣  
令第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

2. 本店の所在地  
3. 設立年月日 年

4. 沖縄振興特区増設法第56条第1項の認定を受けた日  
5. 特定経済金融活性化事業<sup>⑤</sup>の内容

6. 特定期別投資額による資金調達に関する計画		
(1) ○○年度(事業年度)資金調達見込額合計	○○百万円	(内訳)
資金調達見込額	見込額	備考
(2) ○○年度(事業年度)資金調達見込額合計	○○百万円	(内訳)
資金調達見込額	見込額	備考

英語翻譯成中文	英文到中文

本标准由湖北省市场监督管理局提出并归口。

別紙様式5(第12条各款)  
指定要件に関する宣言書  
年月日  
沖縄県知事  
○○○ 様  
会社の本店及び代表者の氏名  
当社は、沖縄県特許審査法第37条の本款に規定する認定を申請するに当たり、当社は、金銭的報酬を受取る者及びその金銭的報酬の支給状況の報告書を提出する。併し、開示内容は各条目ごとに複数の会社が該要件に該当することを宣言します。

別紙様式第7号(第15条関係)  
沖縄県農業振興局は第7条の2第1項に規定する指定をしない旨の通知書  
年月日  
会社の名称及び代表者の氏名 氏  
沖縄県知事  
〇〇〇〇  
年月日 沖縄県農業振興局は第7条の2第1項に規定する指定の申請を  
いたす。下記の通りに定めをさせしもので、種苗販売の適切な運営及び特許権  
等の権利保護のための取扱い及び実施状況の報告等に関する内規を第15条第1項に  
に基づき通知す。  
記  
指定なし 呼出

※経済金融活性化特別地区の区域内において営む事業に限る  
(備考) 周辺の大きさは、日本通産規格A列4番とすること。

別記様式10(第16項)欄	
特定用途金利変動性化事業の実施に係る認定書	
年 月 日	
会社の名称及び代表者の氏名、職	岡崎県知事 ○○○○○○
年 月 日付の物件特定用途金利変動性化事業に係る金利の適用に関する特約のうち、特約改修を含む、経営企画実施審査報告書及び特約金利変動性化事業の認定書並びに実施状況の報告書等に關する令和16年3月6日3項の規定に基づき、当該事業が適切であると認められることを、これに認定する。	
(備考) 用印の大きさは、日本郵便標準4番とすること。	

別紙様式第11(第16条関係)	
特定資本利潤活性化事業の実施に係る認定をしない旨の通達書	
年　月　日	
会社の名称及び代表者の氏名・職	沖縄県知事 ○○○○
年　月　日付の「融資金利潤活性化推進実施計画並み特定資本利潤活性化事業の実施に係る認定をしない旨の通達書」及び「融資金利潤活性化推進実施計画並み特定資本利潤活性化事業の実施に係る認定をしない旨の通達書」について、 下記の理由により認定をしませんので、各条項の規定に基づき通知します。 記 認定をしない理由	

